

大きなけがをしたとき

日本スポーツ振興センターで対応



本校では、日本スポーツ振興センターに加入し、学校管理下における児童・生徒のけが等の医療費、障害見舞金等の給付を行っています。

足利市では、2019年4月より、中学3年生以下のお子さんは、医療機関を受診した際、「こども医療費受給資格証」と「健康保険証」を窓口で提示すると、窓口での支払いは不要になりますが、学校で日本スポーツ振興センターに申請し、申請がとおると更に見舞い金が支給されます。

〈注意〉

栃木県外の医療機関を受診した場合は、窓口で医療費の支払いが発生します。

その場合、保護者は後日、医療費を請求することができます。

請求は、足利市に子ども医療費助成申請書を提出する方法か、学校の日本スポーツ振興センターに申請する方法、どちらかを選ぶことができます。

1. 給付の対象

◎学校管理下で発生した事故での受診であること。

◎病院受診の場合、病院や薬局窓口で記入してもらう「医療等の状況」の点数の合計が500点以上、整骨院、接骨院の場合、窓口で記入してもらう「医療等の状況」の合計金額が1500円以上のケースが対象となります。

〈注意〉

- ・交通事故の場合は、「自賠償」の手続きが優先になります。
- ・給付事由が生じた日から2年間請求しないと、時効により請求権利を失います。
- ・災害発生日より最長10年間支給されることになっています。

2. 日本スポーツ振興センター利用・手続き方法

①～④は、災害発生から5日以内に行う。

① ↓	学校でけがをして医療機関を受診したら、学校に連絡をいれる。	保護者
② ↓	保護者に「日本スポーツ振興センター利用・手続きについて」の用紙をわたす。	担任
③ ↓	「日本スポーツ振興センター利用・手続きについて」に記入し、学校に提出する。	保護者
④ ↓	保護者より「日本スポーツ振興センター利用・手続きについて」を受け取り、保護者に「医療等の状況」の用紙をわたす。	担任
⑤ ↓	学校からわたされた「医療等の状況」を医療機関で記入してもらい、学校に提出する。	保護者
⑥ ↓	保護者から提出された「医療等の状況」を元に、申請対象かどうかの回答を保護者に行う。	養護教諭
⑦ ↓	申請対象であれば、災害報告書を作成、提出された医療等の状況とともに、教育委員会に書類を提出、申請する。	養護教諭
⑧ ↓	申請がとおれば、給付見舞金が支給される。担任より連絡をうけ、給付金を受け取る。*見舞金支給は、書類申請後3ヶ月くらいかかる。	保護者
⑨	見舞金の受け取り後、受領書に記入・押印し、学校に提出する。 *押印は、朱肉を使った印で行う。	保護者

- 生活保護を受けている世帯に対しては、生活保護法により医療扶助を受けているため、給付対象になりません。

- 「ひとり親家庭医療費助成制度」「こども医療費助成制度（足利市は中3まで対象）」を
利用しても、診療報酬点数の合計が500点を超えていれば請求できます。
（その場合は、保険診療の医療費の1割分と足利市の手数料500円を
振興センターに申請請求できます）。

- 損害賠償と災害給付を二重に受けることはできません。